



青森県報

第一二千一号

平成十四年三月二十七日(水曜日)

○平成十三年十一月五日定例告示中……………(健康福祉課)…八

訓令

目次

○狩獵監視員に関する規程を廃止する訓令……………(自然保護課)…一

告示

(都市計画課)…二
(経理課)…二

○都市計画事業の認可……………(都市計画課)…二
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(農村整備課)…二

公 告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課)…二
○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同)…二
○右 同……………(同)…三
○右 同……………(同)…三
○右 同……………(同)…三
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)…三

(農林水産事務所)…四

○土地改良区の役員の住所変更……………(農林水産事務所)…四

内水面漁場管理委員会

○第五種共同漁業に係る増殖計画量の基準……………(水産振興課)…四

正誤

○昭和五十九年九月二十九日号外規則中……………(総務学事課)…八

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

狩獵監視員に関する規程(昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十四号)は、廃止す

る。
青森県知事 木村守男
府中一般
各農林水産事務所

訓令

青森県訓令甲第三号

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

狩獵監視員に関する規程を廃止する訓令

狩獵監視員に関する規程(昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十四号)は、廃止す

告示

青森県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、弘前市広域都市計画公園事業を平成十四年三月十八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十七日

公 告

県営土地改良事業計画の決定

を第二号とする。

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称
弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前市広域都市計画公園事業（三・三・九号安原公園）

三 事業施行期間

平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日まで

四 事業地

青森県弘前市大字大清水字上広野及び字下広野地内

五 収用の部分

使用の部分

なし

青森県告示第百二十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

第一号を削り、第三号の表中

「株式会社みちのく銀行金木支店

——北津軽郡金木町大字金木

——を

——株式会社みちのく銀行金木支店

——北津軽郡金木町大字金木

——に改め、同号

——を

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

- 三 縦覧の場所
岩崎村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、笛内地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下豊良地区の県営土地改良事業（担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積は場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

第一号を削り、第三号の表中

「株式会社みちのく銀行金木支店

——北津軽郡金木町大字金木

——を

——株式会社みちのく銀行金木支店

——北津軽郡金木町大字金木

——に改め、同号

——を

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十四年三月二十七日

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで
三 縦覧の場所
十和田市役所

七戸町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、日本中央地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類
二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所
東北町役場

天間林村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、板柳地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類
二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所
下田町役場

下田町役場

開発行為に関する工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、板柳地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

土地改良事業計画書の写し
二 縦覧の期間
平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所
板柳町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下田北部地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類
二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所
下田町役場

下田町役場

一 縦覧に供する書類

青森県知事 木村守男

開発区域（工区）に含まれる地域の
名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名
（名称）

理事	区役員別	出先機関	黒石市大字中川字花岡四八の一、五〇の二、五〇の二、五一、六一の三、五〇の二、六二の四、六三の一及び六三の五
吉田 末吉	氏名	土地改良区の役員の住所変更	十和田市大字三本木字一本木沢二〇六
	住所所	西地方農林水産事務所長 熊谷 宏	四十和田市大字三本木字北平一四七の九
新住所 ○西津軽郡深浦町大字龜木字亀ヶ崎一三 の二	旧住所 ○西津軽郡深浦町大字龜木字亀ヶ崎一三 の二	平成十四年三月二十七日	四五及び一四七の二〇三七
西津軽郡深浦町大字龜木字亀ヶ崎四一	年住所変更の月日	八戸市小中野一丁目三の一五 トヨタカローラ八戸株式会社	京都市上京区出町今出川上の青龍町二 三一
平成三・三・一〇		十和田市大字三本木字下平六〇の九五 有限会社エステーシーサンテック	株式会社マルハン

青森県内水面漁場管理委員会公示第二号

第五種共同漁業に係る平成十四年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成十四年三月二十七日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 武尾善藏

免許番号	内共第一号	内共第二号	内共第三号	内共第四号	内共第五号
湖河沼川	笛内川	吾妻川	川追良瀬	赤石川	中村川
魚種	あゆ やまめ いわな	あゆ やまめ いわな	あゆ やまめ いわな	あゆ やまめ いわな	うぐい いわな いわな うぐい
増殖計画量の基準	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(三五キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 五百尾(一一キログラム)以上 種苗放流 二千尾(六一キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 五万尾(三〇〇キログラム)以上 種苗放流 四万五千尾 産卵床造成五箇所以上	(九〇〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 二万尾(一一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上

号内共第十三			号内共第十二			号内共第十号			号内共第八号			号内共第七号			号内共第六号		
ふな	こい	やまめ	あゆ	こい	やまめ	あゆ	ふな	こい	わかな	ふな	こい	わかさぎ	ふな	こい	ふな	種苗放流	二万尾(四〇キログラム)以上
種苗放流	二万尾(四〇キログラム)以上	種苗放流	二万三千尾	種苗放流	(一四〇キログラム)以上	種苗放流	一五万尾	種苗放流	七万尾(一四〇キログラム)以上	種苗放流	一万尾(五〇キログラム)以上	種苗放流	五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流	五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流	五千尾(四〇キログラム)以上
種苗放流	二千尾(四キログラム)以上	種苗放流	三万五千尾	種苗放流	二万三千尾	種苗放流	(一八九キログラム)以上	種苗放流	五万尾(一〇〇キログラム)以上	種苗放流	一万尾(一〇〇キログラム)以上	種苗放流	二万尾(七〇キログラム)以上	産卵床造成箇所以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上
種苗放流	(七〇キログラム)以上	種苗放流	(一四〇キログラム)以上	種苗放流	二万三千尾	種苗放流	二万五千尾	種苗放流	四千尾(八キログラム)以上	種苗放流	四千尾(八キログラム)以上	種苗放流	二万五千尾	産卵床造成箇所以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上

号内共第十九			号内共第十八			号内共第十七			号内共第十五			号内共第十四			号内共第十三		
増川川	浪岡川	十川	二ノ沢	池藤枝溜	旧十川												
いわな	うべい	かじか	あゆ	やまめ	こい	ふな	こい	ふな	こい	ふな	こい	わかな	ふな	こい	わかな	種苗放流	一万五千尾(三〇キログラム)以上
いわな	うべい	かじか	あゆ	やまめ	こい	ふな	こい	ふな	こい	ふな	こい	わかな	ふな	こい	わかな	種苗放流	六万尾(一八〇キログラム)以上
種苗放流	二万尾(四〇キログラム)以上	種苗放流	三万五千尾	種苗放流	二万三千尾	種苗放流	(一八九キログラム)以上	種苗放流	五万尾(一〇〇キログラム)以上	種苗放流	一万尾(一〇〇キログラム)以上	種苗放流	二万尾(七〇キログラム)以上	種苗放流	二万尾(五〇キログラム)以上	種苗放流	二万尾(一八〇キログラム)以上
種苗放流	(七〇キログラム)以上	種苗放流	(一四〇キログラム)以上	種苗放流	二万三千尾	種苗放流	二万五千尾	種苗放流	四千尾(八キログラム)以上	種苗放流	四千尾(八キログラム)以上	種苗放流	二万五千尾	産卵床造成箇所以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上
種苗放流	二千尾(四キログラム)以上	種苗放流	三千尾(六キログラム)以上	種苗放流	二万三千尾	種苗放流	(一四〇キログラム)以上	種苗放流	五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流	五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流	二万五千尾	産卵床造成箇所以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上	二五〇万粒以上

内共第二十 六号	内共第二十 五号	内共第二十 四号	内共第二十 三号	内共第二十 二号	内共第二十 一号	内共第二十 九号	内共第二十 八号	内共第二十 七号
清水川	盛田川	小湊川	野内川	田代沼	川合子沢	蟹田川	あゆ	あゆ
うぐい やまめ	あゆ うぐい	こい やまめ	いわな うぐい	やまめ いわな	うぐい にじます	いわな にじます	いわな うぐい	いわな うぐい
種苗放流 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上							
五千尾(一〇キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	三千尾(六キログラム)以上	一万五千尾	(三〇キログラム)以上	(三〇キログラム)以上	(三〇キログラム)以上	(三〇キログラム)以上	一万五千尾

内共第三十 三号	内共第二十 二号	内共第二十 一号	内共第三十 四号	内共第二十 三号	内共第二十 二号	内共第二十 一号	内共第二十 九号	内共第二十 八号	内共第二十 七号
野牛川		大畠川	川易国間	目滝川	川内川	川田名部			川野辺地
うなぎ こい	いわな うぐい	あゆ やまめ	あゆ いわな	あゆ やまめ	あゆ いわな	あゆ やまめ	あゆ うぐい	あゆ わかさぎ	あゆ やまめ
種苗放流 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 二千尾(一一〇キログラム)以上	種苗放流 二万尾(一一〇キログラム)以上							
五百尾(一〇キログラム)以上	五百尾(一〇キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	七千尾(二〇キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	五千尾(二〇キログラム)以上	五千尾(二〇キログラム)以上

四内共第四十 号	二号 内共第四十 号	三号 内共第三十 号	四号 内共第三十 号
七戸川	湖小川原	老部川	老部川
こい やまめ えび うなぎ わかさぎ	こい ふな いわな うなぎ わかさぎ	こい やまめ いわな うべい うなぎ	あゆ やまめ あゆ いわな うべい
種苗放流 種苗放流 一万尾 五千尾 (一〇キログラム)以上	産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 種苗放流 種苗放流 一千尾 (二キログラム)以上	種苗放流 種苗放流 六千尾 (一一キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 種苗放流 六万五千九百尾 (一、二八〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上
種苗放流 種苗放流 二万尾 二万尾 (八五キログラム)以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 種苗放流 一万尾 (二〇〇キログラム)以上	種苗放流 種苗放流 七万尾 (四二〇キログラム)以上

八号 内共第四十 号	七号 内共第四十 号	六号 内共第四十 号	五号 内共第四十 号
川新井田	馬淵川	長沼	川奥入瀬
うぐい いわな ふな こい あゆ うなぎ	うぐい いわな ふな こい やまめ うなぎ	うぐい いわな こい やまめ あゆ ひめます	うぐい いわな こい やまめ あゆ 種苗放流 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム)以上
産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 種苗放流 種苗放流 二千五百尾 (五〇キログラム)以上	種苗放流 種苗放流 一万尾 (六〇キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 三万尾 (六四キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 種苗放流 五万尾 (一一〇キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 八万尾 (一四四キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 三万尾 (六四キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 五百尾 (三〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上
種苗放流 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム)以上	種苗放流 種苗放流 二万尾 (六〇キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 三万尾 (六〇キログラム)以上 産卵床造成六箇所以上	種苗放流 種苗放流 一万尾 (二〇〇キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 二万尾 (六〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上	種苗放流 種苗放流 七万尾 (四二〇キログラム)以上 種苗放流 種苗放流 二万尾 (二〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上

正

誤

総務学事課

発行年月日	昭和年月日
区分	区分
番号	番号
規則	規則
第五〇号	第五〇号
一〇	ページ
注第12号様式	段行
中施設の組合は、	誤
九	施設の場合は、

健康福祉政策課

第一成三・五・五号	次のように改正し、平成十三年十一月一日から施行する。	次のように改正した。
告示	二	九
第六六八号	上	行
	九	行
		誤

発行所・发行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番二号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭